

土佐町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

土佐町教育委員会

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）第8条の規定に基づき、土佐町立学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るために策定するものである。

土佐町で働く教職員が心身ともに健康を維持し、質の高い教育活動を持続的に展開できる環境を整備するため、時間外在校等時間の縮減、教育職員のワーク・ライフ・バランスの確保、働きがいの向上等に関する目標を定め、必要な取組を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 土佐町の現状

本町では、令和2年3月に「土佐町立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する土佐町教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」（以下「規則」という）を定め、在校等時間の把握及び縮減に取り組んできた。

こうした取り組みの結果、令和6年度の本町における教育職員の時間外在校等時間は次のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月37.2時間	43.0%	2.8%
中学校	月36.3時間	39.3%	1.2%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で43%、中学校で39.3%であり、負担が大きいと感じている業務として、小学校では授業準備や教材研究、中学校では部活動指導や部活動に関わる関連業務が挙げられている。

これらの状況を踏まえ、給特法第8条に基づき、本計画を策定する。

2. 目標

教育職員が心身の健康を維持しつつ、教育活動の質を十分に確保できるよう、国のガイドラインに示されている上限時間を遵守することを基本とし、次の目標を設定する。

業務の見直しや校内体制の工夫を進めることにより、以下の数値目標を設定する。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

① 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

【現状】 小学校：54.2.8% / 中学校：59.5%

② 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

【現状】 小学校：37.2時間／中学校：36.3時間

(2) ワーク・ライフ・バランス及び働きがいに関する目標

①年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とする。

【現状】 小学校：13.8日／中学校：18.0日

②「現在の業務においてどの程度「働きがい」を感じているか」のとの設問（5段階評価）において、肯定的回答の割合を80%以上とする。

【現状】 77.8%

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度までとする。

4. 業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

- ・登下校時の見守り活動等について、地域住民（学校応援団）との連携を推進する。
- ・地域や行政、外部事業者等が担うことが可能な業務について検討し、可能なものから適切に移管または外部委託を行う。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・調査・統計等への対応について、調査内容、回答方法などを精査し、学校務負担を軽減する。
- ・学校施設・設備の修繕等の管理業務について、教育委員会と連携し、教職員が直接対応する範囲を縮小する。
- ・部活動について、平日の部活動については活動時間の適正化を図る。また、部活動地域移行（地域展開）にあたっては、総合型地域スポーツクラブと連携し、可能な部から段階的に進めることにより教職員の負担軽減を図る。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・教職員が教育の質を維持しつつ効率化できる業務について改善を進める。
- ・採点作業や教材準備など補助的な授業支援等については学習支援員を配置し教職員の業務軽減を図る。
- ・ICT等の活用を推進し、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減するとともに、校務分掌の体制の見直し、業務の平準化・省力化を進める
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応について、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用による校務の効率化を推進する。
- ・朝の打合せ、職員会議等の時間短縮、回数削減に向けたICT活用の推進。
- ・1週間のうち平日1日は、部活動休養日と併せた教職員の定時退校日を設定し、その徹底を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進するとともに、高ストレス者に対しては必要に応じ医師との連携を図る。
- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に管理職が面談を行うとともに医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・年次有給休暇について計画的な取得及びまとまった日数を連続して取得できるよう、学校に対して取得を促進する。
- ・夏季休業期間などの長期休業期間中に「一斉閉庁日」を設定する。また、一斉閉庁の期間延長や実施時期について、学校の実態に応じた設定を行うことを検討する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、HPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告すること。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

- ・教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている場合に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・土佐町立学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え本計画の周知を行うとともに、管理職向けマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促すとともに、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向け取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。